

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2016年8月号(J204)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 商標類似で茶裏王が阿里王に勝訴
- 02 保二警が海賊版 Brembo ブレーキ部品を摘発、侵害額は市価 100 万新台湾ドル超
- 03 女性営業担当者が元雇用主の画像を盗用し告訴される
- 04 営業秘密漏洩に賠償金 500 万新台湾ドル支払命令の判決
- 05 富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ、三菱ガス化学が台湾に投資、半導体産業や五大イノベーション産業等に商機

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
Rowana 商標がスーツケースブランド RIMOWA に類似で敗訴
- 02 公平交易法関連
共同経営の届出せず過料 900 万新台湾ドルに処せられた銭櫃と好楽迪が敗訴

今月のトピックス

J160716Y2

01 商標類似で茶裏王が阿里王に勝訴

統一企業股份有限公司（Uni-President Enterprises Corporation、以下「統一企業」）が2001年に「茶裏王」シリーズの飲料を発売するとともに、知的財産局に商標を登録した。一方、另智企業有限公司（LINKIN Co.,Ltd）の代表者である黄○蕓は茶葉ブランド「阿里王 Ali ONE」を立ち上げ、2013年には「阿里王 Ali ONE」商標の登録を知的財産局に出願し、2014年に登録が許可された。両者とも商標登録を許可されたが、統一企業は両商標が類似しており、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとして、知的財産局に異議を申し立てたが異議は成立せず、統一企業はこれを不服としてさらに経済部に行政訴願を提起したがこれも棄却されたため、知的財産裁判所に行政訴訟を提起していた。

知的財産裁判所は、「茶裏王」、「阿里王 Ali ONE」の二商標は1文字目が異なるが、2文字目である「裏」、「里」の字形にはいずれも「里」が含まれており、また最後の文字は同じく「王」であるため、消費者にとって類似の程度が高く、かつ「阿里王」、「Ali ONE」が伝達したい観念は「阿里の王」、「阿里ナンバーワン」であり、一方「茶裏王」は「茶の中の王」であり、二商標とも標榜する意味がある。それらはいずれも最高の茶を提供する茶のトップブランドであることを強調しており、両者が伝達する観念も類似している。また両者は一連に称呼すると区別しにくいいため、確かに消費者に誤認混同を生じさせうる。さらに二商標はいずれも茶葉商品に使用される上、「茶裏王」商標の方が長く使用し、知名度も高いため、「茶裏王」により大きな保護を与えるべきであるとして、統一企業勝訴の判決を下し、知的財産局に「阿里王 Ali ONE」商標の登録を取り消すよう命じた。全件につき上訴できる。（2016年7月）

J160708Y2

J160707Y2

02 保二警が海賊版 Brembo ブレーキ部品を摘発、侵害額は市価 100 万新台幣超

内政部警政署の保安警察第二総隊刑事警察大隊偵査第一隊によると、先日イタリアメーカーのBrembo（ブレンボ）から模倣の疑いがあるBremboブレーキシステム部品が市場に流入していると海を越えて提訴があった。警察が数日間にわたって証拠を集めた後、捜索・差押許可状をもって新北市にある某自動車改造工場への家宅捜索を行い、現場で海賊版のBremboフロントブレーキ用キャリアパー/ローターキットとBremboリアブレーキ用ビッグローターキットを押収した。調べたところ、被疑者はすでに20余組のBremboキットを販売しており、その侵害額は100万新台幣を上回る。

警察が調べた結果、販売業者は約1~3万新台幣ドルで中国から海賊版を仕入れ、さらに1組当たり3~9万新台幣ドルで販売していたことが分かった。海賊版は正規品よりも安く、消費者の購買を誘引するため、メーカーの商標権に対する侵害は重大である。

また海賊版は正規品メーカーのような高規格の品質管理が行われおらず、製造過程に瑕疵が発生した場合、製品の性能や全体のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性が極めて高く、自動車走行時の安全性に懸念が生じやすくなる。とくに本件の海賊版は主にスポーツカーのブレーキシステム部品に使用されるため、それが惹き起こすであろう安全上及び経済上の損失は甚大であり、消費者は決して軽視してはならない。全件は取調べ後に商標法違反で送検された。

（2016年7月）

J160703Y3

03 女性営業担当者が元雇用主の画像を盗用し告訴される

何〇〇は「台湾のコーポレート・アイデンティティ (CI) デザインの父」の異名を持つ蕭文平氏が経営する元平設計有限公司 (Y&P Design International Inc.、以下「元平設計」) にかつて在籍していたことがあり、離職後に元平設計が所有する 8 枚の画像 (撮影の著作物及び図形の著作物) を自らのフェイスブックにアップロードしたため、元雇用主から著作権法違反で提訴された。台北地方裁判所での法廷において、何〇〇はアップロードしたことは否認しなかったものの、著作権法違反にあたる犯行については否認し、これらの画像はいずれもかつて元平設計でプロジェクトに参加していたときに自分が撮影したのも含まれており、自分の行為に過ちはなかったと抗弁したが、裁判官はその主張を採用せず、50 日の拘留に処し、罰金に転換してもよいとの判決を下した。(本件判決に不服であれば) さらに上訴できる。

何〇〇は該社にて営業の業務を担当していたが、2009 年 3 月に離職し、他社へ移り代表者となった。2013 年 12 月には、自宅においてそのフェイスブック ID「Patti Ho」を用いて 8 枚の画像をアップロードした。その中には蕭文平氏がデザインした台北悠遊カードの図案、震旦グループ上海浦東ビルの図案、中国信託敦北支店の写真や聯合報本社ビル等の写真が含まれていた。

台北地方裁判所の裁判官は、何〇〇の業務内容は営業担当者として顧客との連絡を取ることであり、たとえデザインのプロジェク会議に参加したり、デザイナーにアイデアを参考として提供したりしたとしても、実際にデザインには参加しておらず、また著作権法は概念や思想を保護するものではないため、何〇〇は法に抵触したと認定した。(2016 年 7 月)

J160716Y4

04 営業秘密漏洩に賠償金 500 万新台湾ドル支払命令の判決

旭声科技股份有限公司 (Hsu-Sen Technology Corp.、以下「旭声科技」) は 2014 年 12 月に大立光電股份有限公司 (Largan Precision Co.,Ltd.、以下「大立光電」) から、同社が製造を請け負った光学ダイコアが煜〇有限公司に流出したため、大立光電の営業秘密が漏洩したとの告知を受けた。旭声科技が調査したところ、頼〇〇課長が無断で旭声科技の部品廃棄物を煜〇会社に提供し、旭声科技の営業秘密を侵害したことを発見したため、旭声科技は 2014 年 12 月 9 日に頼課長を秘密保持義務に違反したとして解雇した。その後、旭声科技は本件について大立光電と 500 万新台湾ドルの賠償金を支払うことで和解し、旭声科技はこれに基づいて (頼課長等を相手取り賠償請求) 訴訟を提起した。

審理の結果、旭声科技は従業員が任職するときにいずれも従業員に秘密保持に関する念書に署名するよう要求するとともに、会社の製品を合格サプライヤ以外に供給してはならないと指導しているが、頼課長は部品廃棄物を無断で外部に流出したため、裁判官は秘密保持義務の違反に該当すると認め、頼課長に対して、旭声科技が大立光電に支払った和解金 500 万新台湾ドルを賠償するよう命じる判決を下した。(2016 年 7 月)

J160803Y8

J160802Y8

J160724Y8

05 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ、三菱ガス化学が台湾に投資、半導体産業や五大イノベーション産業等に商機

経済部のニュースリリースによると、五大イノベーション産業への投資に伴う商機や日台租税協定 (訳注: 正式名称は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」) の 2017 年発効という投資に有利な情報を宣伝するため、経済部の投資誘致ミッションは 2016 年 7 月 25 日~29 日に日本企業の本社を訪問したという。これにより日本企業の対台湾投資に関するニーズを理解するとともに、より良い投資サービスを提供して、企業による投資計画の実現を早期化することを目指している。

今回投資を誘致する重点産業には核心産業と五大イノベーション産業が含まれ、さらにエネ

ルギー転換計画関連の訪問も行った。核心産業については、半導体材料大手の富士フイルムエレクトロニクス材料ズ、JX金属、三菱ガス化学を、五大イノベーション産業については、モノのインターネット（IoT）応用大手のソニー、洋上風力発電大手の日立、エネルギー技術サービス大手の NEC、ニッチ型医療材料のキャノンをそれぞれ訪問した。さらにエネルギー転換計画に合わせて、J-POWER の礪子火力発電所も訪問した。また日本企業による台湾への投資が製造業からサービス業へと拡大している傾向に鑑みて、日本調味料・加工調理食品の大手である日本食研へも赴き、台湾投資を誘った。

今回のミッションは日本企業 9 社の本社を訪問したが、そのうち富士フイルム エレクトロニクス材料ズ及び三菱ガス化学の 2 社とはそれぞれ基本合意書（LOI）を交わした。富士フイルムエレクトロニクス材料ズは現地で顧客のニーズに応えるため、台湾で研磨剤や現像液等の主要材料を生産するとともに、台湾での研究開発機能を強化して、半導体の高度プロセスのニーズに対応するとしている。三菱ガス化学は半導体製造工程には材料サプライヤによるリアルタイムな対応が必要とされることに鑑みて、製造工程のソリューションを検討し、台湾に半導体材料（過酸化水素、特殊薬剤等）の工場と研究開発センターを設置することにした。（2016 年 7 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I Rowana 商標がスーツケースブランド RIMOWA に類似で敗訴

■ ハイライト

世界的に著名なドイツの高級スーツケースブランド「RIMOWA」を製造するリモア社（Rimowa GmbH）は台湾の康鉅国際有限公司（KGT International Corp.、以下「康鉅国際」）が楕円形の外枠を加えた「Rowana」を商標として用いインターネット、テレビショッピングチャンネルで旅行用トランク、スーツケースを販売していることを不満とし、両商標が類似しているため消費者を混同させるおそれがあるとして、海外から商標権侵害の民事訴訟を提起していた。知的財産裁判所は康鉅国際に敗訴の判決を下し、該商標の使用を禁じるとともにリモア社への賠償金 335 万余新台幣ドルの支払いを命じた。

リモア社によると、同社の商標は創業初期の経営者 Richard Morszeck Warenzeichen の最初の 2 文字（RI+MO+WA）を組み合わせて商標としたもので、同社製のスーツケースは丈夫で、美しく、長持ちするため、世界をリードする高級スーツケースブランドの一つに数えられ、すでに著名商標となっているという。

さらにリモア社は、康鉅国際が使用する「Rowana」商標と「RIMOWA」にはいずれも横長の楕円形の外枠があり、また R で始まり、A で終わり、そのアルファベットにはいずれも R、O、W、A が含まれており、両商標は高度に類似しているため、消費者に容易に誤認させたり、両者には使用許諾関係、加盟関係等があると誤認させたりすると主張した。

一方、康鉅国際側は、「Rowana」はすでに知的財産局により登録されており、またその創作構想は自ら飼育しているアロワナ（AROWANAFISH）から得られたもので、両者の構想は異なっており、さらにリモア社の「RIMOWA」商標はシンプルな印刷の字体で、特殊な字体デザインは施されておらず、両者の外観は異なり類似していないため、消費者に混同をもたらすことはない」と強調した。

知的財産裁判所は、リモア社は 1898 年に創業され、台湾にはフラッグシップショップ、百貨店内のブランドショップ等 14 ヲ所の販売拠点を設置し、王菲、黃曉明、張曼玉、大S、仔仔、孫芸芸、Ella、Hebe、李心潔、梁詠琪、隋棠、許瑋甯（訳注：いずれも著名人）に愛用され、2013 年台湾での総売上高は 7 億余新台幣ドルに達し、国内の消費者に広く知られているため、著名商標に該当すると認めた。

また、康鉅国際が知的財産局に登録を出願した商標には楕円形の外枠がないが、使用時には楕円形の外枠が使用されており、また両商標はいずれもアルファベット 6 文字で、R で始まり A で終わっているため図案が類似しており、消費者は誤認する可能性が極めて高く、さらにい

ずれも旅行用トランク、スーツケース、アタッシュケース等の商品に使用していることから、知的財産裁判所は康鉅国際が「RIMOWA」商標権を侵害していると認め、康鉅国際に対してスーツケース、アタッシュケース等の商品に該商標を使用して、電子媒体、インターネット等で宣伝、販促をしてはならないとの判決を下した。

ただし裁判官は、リモア社からの2500万新台幣ドルの賠償請求を妥当ではないと認定した。康鉅国際はインターネット、テレビショッピングチャンネルで30種類余の商品を販売したことと、公式サイトに掲載された販売価格から100倍で計算するのが妥当であると判断し、康鉅に賠償金335万新台幣ドル余の支払いを命じた。全件はさらに上訴できる。(蘋果日報2015年09月2日)

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】103年度民商訴字第40号

【裁判期日】2015年8月18日

【裁判事由】商標権侵害の財産権に係る争議等

原告 リモア社 (Rimowa GmbH)

被告 康鉅国際有限公司 (KGT INTERNATIONAL CORP.)

兼法定代理人 程○智

主文

被告康鉅国際有限公司は付表一に示される商標と同一又は類似の文字又は図案、若しくは付表二と同一又は類似の文字及び図案を、各種スーツケース、旅行用かばん、化粧道具入れ、アタッシュケース、レザーバッグ、バックパック、革トランク、旅行用トランク、旅行用衣服かばん、手提げ旅行ケース、手提げ袋、登山用バッグ、ハンドバッグ、バッグ用ストラップ、車付買物袋、スポーツバッグ、ベビー用品収納バッグ、ペット用品バッグ、ヨガマットバッグ、雑のう、財布、カードケースの商品及びその包装容器又は関連のビジネス文書に使用してはならない。

被告康鉅国際有限公司は付表一に示される商標と同一又は類似の文字及び図案を標示、若しくは付表二と同一又は類似の文字及び図案を標示した各種スーツケース、旅行用かばん、化粧道具入れ、アタッシュケース、レザーバッグ、バックパック、革トランク、旅行用トランク、旅行用衣服かばん、手提げ旅行ケース、手提げ袋、登山用バッグ、ハンドバッグ、バッグ用ストラップ、車付買物袋、スポーツバッグ、ベビー用品収納バッグ、ペット用品バッグ、ヨガマットバッグ、雑のう、財布、カードケースの商品を所持、展示、販売、輸出、輸入、自ら又は他人に委託許諾して、デジタル音響・映像、電子メディア、インターネット又はその他のメディアの方式でプロモーション・販促をしてはならない。

被告は連帯で原告に対し335万7000新台幣ドル及びこれに対する2014年11月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は百分の十三を被告の連帯負担、その余を原告の負担とする。

本判決第3項は原告が112万新台幣ドルを被告に担保として供託した後に仮執行できる。ただし被告が335万7000新台幣ドルを原告に担保として供託したときは、仮執行を免脱できる。

原告のその余の仮執行宣言の申立てを却下する。

一 両方当事者の請求内容

(一) 原告の請求：1.被告は付表一に示される商標と同一又は類似の文字又は図案、若しくは付表二と同一又は類似の文字及び図案を、係争商品(訳注：ここでいう「係争商品」とは、各種スーツケース、旅行用かばん、化粧道具入れ、アタッシュケース、レザーバッグ、バックパック、革トランク、旅行用トランク、旅行用衣服かばん、手提げ旅行ケース、手提げ袋、登山用バッグ、ハンドバッグ、バッグ用ストラップ、車付買物袋、スポーツバッグ、ベビー用品収納バッグ、ペット用品バッグ、ヨガマットバッグ、雑のう、腕時計、財布、カードケースをい)及びその包装容器又は関連のビジネス文書に使用してはならない。2.被告は付表一に示さ

れる商標と同一又は類似の文字及び図案を標示、若しくは付表二と同一又は類似の文字及び図案を標示した係争商品を所持、展示、販売、輸出、輸入、自ら又は他人に委託許諾して、デジタル音響・映像、電子メディア、インターネット又はその他のメディアの方式でプロモーション・販促をしてはならない。3.被告は連帯で原告に対し2500万新台湾ドル及び本件訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。4.原告は担保を供託するので、第3項の請求について仮執行宣言を申し立てる。

(二) 被告の答弁：原告の請求を棄却し、仮執行宣言申立を却下する。

二 本件の争点

(一) 係争商標は著名商標であるか。

(二) 被告会社が被告商標に枠を加えて使用することは商標法第68条第3号及び第70条第1号に規定される権利侵害の状況に該当するのか。

(三) 原告が被告に侵害の防止及び侵害の排除を請求することに理由はあるのか。

(四) 原告が2500万新台湾ドルを連帯で支払うよう被告に請求することには理由があるのか。

三 判決理由の要約

(一) 係争商標は著名商標である：(原告の)係争商標は1898年にドイツケルンで立ち上げられたスーツケースのブランドで、原告は台湾にフラッグシップショップ、百貨店内のブランドショップ、直営店等合計14カ所の販売拠点を設置している。2010年から2013年までに台湾で1000万新台湾ドル以上の広告費を投じて係争商標を売り込み、2013年「今周刊」第883期にはスーツケースブランド番付で2位にランクインしたと報じられている。新聞雑誌及びインターネットには多数の係争商標商品に関するオフィシャルな活動や報道がみられ、台湾における売上高は急成長し、2013年には7億余新台湾ドルに達し、係争商標はスーツケース等商品に関して原告が長期にわたって幅広い販売を継続してきた結果、被告商標が2012年、2013年に登録を出願される前にはすでに国内の関連の消費者に普遍的に知悉され、著名といえる程度に達しており、著名商標に該当すると認められる。

(二) 被告会社は被告商標に枠を加えて使用し、係争商標の商標権を侵害した：

1. 商標権者の同意を得ずに、販売を目的として同一又は類似の商品又は役務に、登録商標と類似する商標を使用し、関連の消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるものは商標権の侵害となる、と商標法第68条第3号に規定されている。本件は以下のように斟酌した：

(1) 被告会社は付表三に示される商品又は包装に、会社及びネット広告販売サイトに、関連の活動及びテレビショッピングチャンネルの看板に、いずれも枠を加えた被告商標が使用されており、被告会社は市場における商品の販促や販売のために商品に枠を加えた被告商標を使用しており、客観的に関連の消費者にそれが商品の出所を示すと認識させるに十分であり、商標として使用していた。

(2) 係争商標はアルファベット大文字のRIMOWAと楕円形の外枠から構成されている。枠を加えた被告商標はアルファベット大小文字Rowanaと楕円形の外枠から構成されている。そのアルファベットRowana部分の外観設計と、添付図二の1乃至3の被告商標のアルファベットRowana部分は同じである。係争商標と枠を加えた被告商標を比べると、両者とも外枠内の外国語部分は見慣れない意味を持つアルファベットであり、外枠はいずれも楕円形で、その単線は枠内のアルファベット6文字の線による表現に合わせたもので、枠内の文字間隔は極めて小さく、アルファベットはRで始まり、Aで終わっている。両者の全体の図案は楕円形の外枠内に密集して排列された見慣れないアルファベットの組合せが配置され、目立つ最初と最後の文字はRとAであり、両者の意匠は類似しており、通常の知識経験を有する消費者が購買時に普通の注意を払うとき、枠を加えた被告商標と係争商標の商品は同じ出所のシリーズ商品である、又は異なるが関連がある出所からのものであると誤認する可能性があり、枠を加えた被告商標と係争商標は類似を構成し、類似の程度は低くない。枠を加えた被告商標の図案における枠内の文字の密集排列をみると、係争商標とは最初と最後の文字が同じで、いずれもR、O、W、Aが含まれており、全体の構図は楕円形の外枠内にRで始まりAで終わる6個の見慣れないアルファベットが含まれる意匠であり、係争商標と類似を構成している。商標間で類似を判断するときは、全体を対比すべきであり、楕円形の外枠は識別性を有さず、また原告は係争商標の外枠に対して専用権を有さないため、被告商標が外枠を加えたことで

類似を構成するとは主張できない云々とする被告の答弁も採用できない。

- (3) 係争商標は著名商標であることは前述のとおりであり、それが消費者に与える印象は高度な識別性を有し、枠を加えた被告商標の文字も係争商品に関する説明ではなく、商品の出所を表彰し、他人の商標と区別する機能を具えており、相当な識別性を有する。枠を加えた被告商標が使用されている係争商品の「各種スーツケース」の部分と、係争商標が使用を指定しているスーツケース、旅行用トランクかばん、化粧品入れ、アタッシュケース等の商品とは、いずれも消費者の収納に対するニーズを満足でき、機能、材料、製造の方面で相当の関連性を有する。もし類似の商標を標示したならば、商品の消費者はその出所が同じである、又は出所が異なっているが関連があると容易に誤解を生じさせてしまい、両者の商品には同一又は類似の関係が存在する。さらに枠を加えた被告商標を使用した係争商品の中の「腕時計」の部分については、腕時計は時間を表示することを主な機能としており、係争商標を使用する商品の収納機能とは異なり、両者の商品の生産者及び販売ルート等の要素は必ずしも関連がなく、類似の程度は高くない。両者は商品の消費者にその出所が同じである、又は異なるが関連がある出所からのものであると誤認させる可能性は低い。
- (4) 枠を加えた被告商標を使用した係争商品の「各種スーツケース」の部分については、係争商標が使用を指定する前記商品と同一である又は類似していること、枠を加えた被告商標と係争商標の図案が類似していること、係争商標が高度の識別性を有すること等要素を参酌して総合的に判断すると、関連の消費者が両者の商標商品の出所が同じである、又は異なるが関連がある出所のものであると誤認する可能性が極めてあり、誤認混同のおそれがあり、商標法第 68 条第 3 号を適用すべきである。また枠を加えた被告商標を使用した係争商品における「腕時計」の部分については、係争商標が使用を指定する商品の類似の程度が低く、関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれはなく、商標法第 68 条第 3 号規定は適用されない。

2. 本件の枠を加えた被告商標が腕時計以外の係争商品に使用されたときは、原告商標権の侵害となることはすでに前述したとおりである。この部分については本条項が商標権侵害と見なすか否かを斟酌する必要はない。枠を加えた被告商標を使用した係争商品の腕時計の部分は、係争商標の著名なスーツケース等の商品及び実際に販売するレザーバッグ、財布等の商品との類似の程度が低いことは、前述のとおりであり、さらに原告がすでにスーツケース等収納とは関連性のない腕時計市場に参入したことを示す事実証拠はなく、係争商標の識別力及び信用・名声を毀損するおそれがあるとは認め難い。

3. 被告は枠を加えた被告商標を使用することは商標権の正当な行使であると答弁しているが、本件の権利侵害使用に係る判断において、被告会社が実際に使用した枠を加えた被告商標の全体図案は添付図二で示される被告商標とは一致せず、係争商標と類似を構成しており、たとえ添付図二の被告商標が登録されていても、本件の権利侵害の認定を妨げるものではない。

(三) 原告は被告会社に対して侵害の防止並びに排除を請求できる：

本件において枠を加えた被告商標を使用して原告の商標権を侵害したのは被告会社であり、被告程○智個人ではない。原告からの被告会社に対する第 1、2 項の請求である侵害の防止及び排除の請求は、腕時計以外の係争商品については根拠があるため許可し、その余の部分は棄却する。

(四) 原告が請求できる損害賠償：

1. 「商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる」と商標法第 69 条第 3 項に規定されている。本件被告会社に係争商標を侵害した行為があったことは前述のとおりである。商標登録の公示性及び公告性を参酌し、被告会社は係争商標の存在を注意すべきであり、注意するのに注意しなかったと認められ、その過失責任を逃れることはできない。さらに原告は 2013 年 4 月 19 日に書簡を以って被告会社に枠を加えた被告商標の使用を停止するよう通知したが、被告会社は使用し続けたため、被告会社は少なくとも該書簡を受け取った日からは係争商標が存在し、さらにそれが使用する枠を加えた被告商標と係争商標とが類似している状況を明らかに知りながら、枠を加えた被告商標を標示した商品を販売し続けたことは、権利侵害の故意が無かったとは認め難く、原告が被告会社に損

害賠償責任を負うよう請求することには根拠がある。

2. 商標権者が損害賠償を請求するとき、押収した商標権侵害商品の小売単価の 1500 倍以下の金額をその損害として算出でき（商標法第 71 条第 1 項第 3 号）、前項（第 1 項）の賠償金額が明らかに不当であるときは、裁判所が参酌して減額することができる（同法同条第 2 項）と規定されている。本件双方は枠を加えた被告商標の商品に関する生産販売証拠資料を提出していないが、被告会社が枠を加えた被告商標を実際に使用して原告の商標権を侵害したことは前述のとおりであり、原告が前記規定の法定損害賠償に基づき原告が受けた損害の範囲を推算することには法的根拠がある。被告会社が係争商標に類似する枠を加えた被告商標を同一又は類似の商品に使用したという前記の状況があり、その行為には関連の消費者に両者の商品を誤認混同させるおそれがあり、原告が書簡で通知したにもかかわらず侵害行為を継続し、被告会社が主にインターネットとテレビショッピングチャンネルで関連の商品を販売していた等の一切の状況を斟酌して、被告会社のサイトに陳列される商品とその販売価格を以って付表三の分類商品に示される番号（三）項目 5、6、7 の腕時計を除く商品の価格の 100 倍を損害賠償額と認めることは妥当である。

以上をまとめると、被告会社は付表一に示される商標と同一又は類似の文字又は図案、若しくは付表二と同一又は類似の文字及び図案を、腕時計以外の係争商品及びその包装容器又は関連のビジネス文書に使用してはならない；被告は付表一に示される商標と同一又は類似の文字及び図案を標示、若しくは付表二と同一又は類似の文字及び図案を標示した腕時計以外の係争商品を所持、展示、販売、輸出、輸入、自ら又は他人に委託許諾して、デジタル音響・映像、電子メディア、インターネット又はその他のメディアの方式でプロモーション・販促をしてはならない；被告は連帯で原告に対し 335 万 7000 新台幣ドル及び訴状送達の翌日、即ち 2014 年 11 月 7 日から支払い済みまで年 5 分の割合による法定遅延金利を支払え、と原告が請求することには理由があり、許可すべきである。これを越える請求には理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の請求の一部には理由があり、一部には理由がなく、智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第 1 条、民事訴訟法第 79 条、第 85 条第 2 項、第 390 条第 1 項、第 392 条第 2 項に基づき、主文のとおり判決する。

2015 年 8 月 18 日

知的財産裁判所第三法廷

裁判官 陳端宜

02 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

1 共同経営の届出せず過料 900 万新台幣ドルに処せられた錢櫃と好楽迪が敗訴

■ ハイライト

台湾カラオケボックス業界の両雄である錢櫃企業股份有限公司（Cashbox Partyworld Co., Ltd.、以下「錢櫃公司」）と好楽迪股份有限公司（Holiday Co., Ltd.、以下「好楽迪公司」）は、公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当）から 2012 年、2013 年に共同経営行為があったにもかかわらず法に基づき届出を行っていなかったと認定された。同委員会は公平交易法（訳注：日本の独占禁止法、不正競争防止法等に相当）違反により昨年（2014 年）錢櫃公司に対して 500 万新台幣ドル、好楽迪公司に対して 400 万新台幣ドルの過料に処した。両社はこれを不服として行政訴訟を提起したが、台北高等行政裁判所は処罰は合法であると認定し、両社に敗訴の判決を下したため、両社は 900 万新台幣ドルの過料を支払わなければならない。全案はさらに上訴できる。

同じ従業員が両社の調達を担当

本件は公平交易委員会が業界関係者から錢櫃公司与好楽迪公司が入り組んで結合（共同経営）を

行っているとの告発を受けたことにより、同委員会が調査したところ、2012年、2013年に両社は共同で本社オフィスを賃借し、両社の管理処採購部（訳注：調達担当部門）を好楽迪公司内に設置し、同じ従業員が両社の経営に使用する設備と物品の調達を担当していたことが分かった。

さらに両社がそれぞれ独立の事業を統一管理関係に統合し、両社の内部ネットワークや電話の相互接続、交渉業務及び相互の店舗業務の連結を行ったことは「経常的な共同経営行為」であり、公平交易法に規定される結合の態様に該当するにも拘わらず、法により届出を行っていなかった。

結合後の市場シェアは 1/3 超

公平交易委員会は両社がかつてカスタマーセンター、コンピュータ視聴データ等の業務を共同経営したが、法により結合の届出を行わずに処分されたことがあった。今回も経常的な共同経営行為により両社に対して3ヵ月以内の改善を命じたほか、昨年（2014年）4月には錢櫃公司、好楽迪公司に対してそれぞれ500万新台湾ドル、400万新台湾ドルという重い過料に処した。しかしながら両社はこれを不服として、行政訴訟を提起した。

台北高等行政裁判所は、2012年「視聴及視唱業」（訳注：依行政院主計処の業種区分定義によると、視聴やカラオケの場所と設備を提供する業種を指す。以下「視聴・カラオケ業」という）売上総額から計算すると、錢櫃公司及好楽迪公司の子会社を含む売上高はそれぞれ40億新台湾ドルと36億新台湾ドルで、国内業者として1位、2位を占めていたが、両社は共同経営行為に係わり、両社が結合した後、市場占有率が1/3超となり、結合届出の基準に達したにも拘らず、法により届出をしていなかったため、公平交易委員会が両社に計900万新台湾ドルの過料に処したことに不当なところはないと認定し、両社に敗訴の判決を下した（2015年7月10日 中国時報 A6面）

II 判決内容の要約

台北高等行政裁判所判決

【裁判番号】103年度訴字第1700号

【裁判期日】2015年7月8日

【裁判事由】公平交易法

原告 錢櫃企業股份有限公司（Cashbox Partyworld Co., Ltd.）

原告 好楽迪股份有限公司（Holiday Co., Ltd.）

被告 公平交易委員会

上記当事者間における公平交易法事件について、原告は行政院2014年9月10日院台訴字第1030146103号訴願決定を不服として行政訴訟を提起し、本裁判所は次のとおり判決する。

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

被告は告発の調査結果に基づき、原告錢櫃企業股份有限公司（以下「錢櫃公司」）と原告好楽迪股份有限公司（以下「好楽迪公司」）が経常的な共同経営を行っており、行為当時の（即ち2015年2月4日改正以前の）公平交易法第6条第1項第4号に定める結合の型態に該当し、同法第11条第1項第1号の届出の基準に達しており、また同法第11条の1の適用除外の状況もなく、結合を届け出るべきにも拘らず届出を行わなかったため、行為当時公平交易法第11条第1項規定に違反しており、同法第13条第1項及び第40条第1項の規定により2014年4月28日公処字第103051号処分書（以下「原処分」）を以って原処分送達翌日から3ヵ月以内に必要な改善を為すよう命じるとともに、原告錢櫃公司及好楽迪公司をそれぞれ500万新台湾ドル及び400万新台湾ドルの過料に処した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが棄却されたため本件行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：訴願決定及び原処分を取り消す。
- (二) 被告の答弁：原告の請求を棄却する。

三 本件の争点

被告は原告が経常的に共同経営を行い、行為当時公平交易法第6条第1項第4号の結合形態に該当しており、同法第11条第1項第1号に基づいて結合を届け出るべきにも拘らず届出を行わなかったため、原処分を以って原告に期限内に必要な改善を命じ、原告銭櫃公司与好楽迪公司にそれぞれ500万新台幣ドル及び400万新台幣ドルの過料に処したことは、違法なのか。

- (一) 原告の主張理由：省略；判決理由の説明を参照。
- (二) 被告の答弁理由：省略；判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

(一) 公平交易法が事業結合を管制する目的は、事業者が他の事業者と結合を形成してその市場における支配力を強化して、当該関連市場に競争制限という不利な影響をもたらすことを監督及び回避するためであり、よって事業者の合併又はその他の方法で実質的に制御する従属関係の状況に達したときはいずれも適用対象となる。また事業者がその他の事業者と特定の業務を共同経営して、その結果、複数の事業者が当該特定業務について経済的一体性を形成するならば、これは単一事業者が複数の事業者の経営行為を制御、支配することと同じであり、行為当時の公平交易法第6条第1項第4号に「経常的な共同経営」は企業結合の様態の一つであると規定されており、経常的な共同経営の状況の有無については、個別の状況をみて具体的に認定すべきである。

(二) 原告2社には行為当時の公平交易法第6条第1項第4号に定められる経常的な共同経営の状況があった：

原告2社は元来競合する事業者であり、それぞれ経営方針を決定すべきであるが、原告2社は忠孝東路4、5階を賃借してオフィスとすることを共同で決定し、元来のオフィスの賃借の解約、立会い検査、新住所への移転等の事項については同じスタッフが処理した。両者の営業に必要な固定電話及びインターネット等の設備も同じスタッフが取付けの申請を担当した。原告好楽迪公司是原告銭櫃公司に予約専用電話の通信費用を支払っている。さらに原告2社の従業員は同じオフィスにて、両社の文書の受信/配信、従業員の福利厚生、物品の調達等の業務を同時に処理していた。原告銭櫃公司是、原告好楽迪公司与運営コスト節減のために内部統合を行い、原告2社は業務上リソースを共に享受できたとはばかりことなく述べている。前述の経営態様は明らかに企業経営及び同業者との競争における常態に違背しており、便宜的に経営管理を統一する目的以外に合理的に説明し難い。被告はこれに基づき原告がそれぞれ独立した事業を統一指揮管理、共同運営の關係に統合したと認定しており、これらに経常的な共同の事実があったことを十分に証明でき、一般的経験則から逸脱していない。原告2社はオフィスの入り口を分け、それぞれ受付担当者を置いており、被告が原告銭櫃公司の営業処を調べることなく、2社は経済的単一体に達しており経常的な共同経営があったと認定したことは、証拠資料に関する倫理法則と明確性の原則に違背している云々とする原告の主張は採用できない。

原告はさらに、原告2社は異なる会社であり、財務諸表はそれぞれ会計士による監査・証明が行われており、従業員の労働保険、健康保険、給与もそれぞれ独立しており、店舗の物品調達については、原告2社がそれぞれ発注・支払いを行い、調達資金の相互往来はなく、共同経営の事実はない云々と主張している。ただし調べたところ、行為当時の公平交易法第6条第1項第4号の経常的な共同経営は、同条項第1号に定める複数の事業者の合併とは異なる結合の様態に該当する。原告2社は異なる会社であり、それらは租税、労働保険・健康保険及び労働基準法等の法規に適合するよう、それぞれ会計士による財務諸表の監査・証明が行われており、それぞれ従業員と労働契約を結び、給与を支給し、労働保険・健康保険に加入する手続きを行っていることから、それら2社が合併していないことは説明でき、行為当時公平交易法第6条第1項第1号の結合形態には該当しないことはいえる。しかしながら、被告が調べたところ、前述のように2社は内部の運営コストを節減するため、オフィスの賃借、営業に必要な設

備の取付け、物品の調達等の営業に係る事項を一緒に行い、経常的に人的資源とオフィス空間を共用していた状況等から、同条項第 4 号の「経常的な共同経営」に該当する。

(三)原告 2 社の全国視聴・カラオケサービス市場におけるシェアは、併せると 1/3 超となり、行為当時の公平交易法第 11 条第 1 項第 1 号に定める結合を届け出るべき基準に達している：

1. 行為当時の公平交易法では「市場」に対して「……でいう特定市場とは、事業者が一定の商品又は役務につき競争する区域又は範囲をいう。」と定義されている。事業者結合の関連市場は、商品市場と地理的市場の二方面から画定すべきであり、いわゆる商品市場は機能、特性、用途又は価格の条件により、高度な需要を有する又は代替性のある商品又は役務から構成される範囲であり、地理的市場とは、結合により提供される特定の商品又は役務について、取引相手方がその他の取引対象を容易に選択又は切替できる区域の範囲を指す。
2. 原処分では本件の商品市場を「視聴・カラオケサービス市場」と画定し、それに属する事業者は視聴・カラオケの設備及び場所を提供することを主なサービスとする事業者である。レストラン、ホテル、モーテル、蝦釣堀等の営業場所はいずれもそれ自身の特定なサービス内容（飲食、宿泊、蝦釣り）を有するため、たとえ視聴・カラオケサービスを同時に提供しても、付帯的な性質であり、原告のようにカラオケ設備、カラオケテープ、楽曲、営業空間を提供するトータルなサービスを主な内容とするものとは明らかに異なる。被告がそれらの視聴・カラオケの場所と設備を付帯的に提供している業種を本件商品市場に組み入れていないことについて調べたところ、法にあわないところはない。次に、原告 2 社が経営する区域はいずれも全国であり、原告 2 社が視聴・カラオケサービスを提供し競争する地理的領域は全国であるため、被告が本件の地理的市場を全国と画定したこともまた妥当である。
3. 被告は最高行政裁判所 103 年度判字第 195 号判決趣旨に基づいて市場調査と試験を行い、直ちに本件の関連商品市場を視聴・カラオケの設備及び場所の提供を主なサービスとする業者に限定しており、レストラン、ホテル、モーテル、蝦釣堀等の営業場所に視聴・カラオケ設備を増設している複合経営者を排除し、画定の標準が狭すぎる云々と原告は主張しているが、調べたところ、原告の商品はカラオケテープ、楽曲、営業空間等を提供するトータルなサービスを主、飲食等の付随するサービスを従とすることを特性としている。被告はこの特色の主な商品の代替可能性の程度を以って市場を画定していることは、商品市場の画定の要旨に合致しており、法に合わないところはない。被告が上述の主に飲食、宿泊又はカラオケ以外の娯楽サービスを主に提供し、視聴・カラオケ設備を付帯的に提供する業者を本件商品市場に組み入れておらず、商品市場の画定が狭すぎる云々と原告は主張しているが、採用し難い。最高行政裁判所 103 年度判字第 195 号判決において、被告がいかなる市場画定を行う時も、事前に事実証拠調査を行う必要があり、さもなければ違法となるとは述べられていない。上述の最高行政裁判所判決の一部の内容を拾い上げて、被告は本件商品市場の画定前に市場で事実証拠の調査を行っていないので違法であるとする原告の主張は、採用するに足りない。
4. さらに公平交易法施行細則第 4 条には「事業者の市場占有率を算出するときは、先ず当該事業者並びに当該特定市場の生産、販売、在庫、輸入及び輸出額（量）の資料を参酌しなければならない。市場占有率の算出に必要な資料は、中央主務機関の調査で得られた資料又はその他の政府機関に記載された資料を基準とすることができる。」と規定されている。調べたところ、以下のとおりであった。

(1)被告はそれぞれ原告錢櫃公司とその関連企業の 2012 年度売上総額 4,081,751,000 新台幣ドル、並びに原告好樂迪公司とその関係企業の 2012 年度売上総額 3,680,120,000 新台幣ドルを分子とし、同年度の中華民国稅務業種標準分類「9322 視聴・カラオケ業」に属する 5,201 社の視聴・カラオケサービス業者の売上総額 17,219,889,408 新台幣ドルを分母として、2012 年原告錢櫃公司の市場占有率を 23.70%、好樂迪公司を 21.37%と算出して、それにより両者の合計市場シェアは 1/3 超となるとしており、前述の公平交易法施行細則第 4 条規定に合わないところはない。原告は被告がその関連企業の売上高をそれら 2 社の市場占有率に入れていることは不当だと主張しているが、それぞれ原告 2 社そ

それぞれの 2012 年度売上高（錢櫃公司：3,346,053,671 新台幣ドル、好樂迪公司：3,150,994,854 新台幣ドル）で当該年度視聴・カラオケサービス市場における占有率を算出しても、市場占有率はそれぞれ 19.43%と 18.30%、合計 37.73%となり、尚 1/3 を超えているため、原告に有利な認定とはならない。

(2)また原告は以下のように主張している：被告は税務業種標準分類を視聴・カラオケサービス市場売上高算出の基準としており、当該標準分類細類 9323 特殊娯楽業の下位にある「9323-18 特種カラオケボックス・視聴センター」、「9323-14 カラオケホール」、「9323-13 居酒屋、バー」（飲み屋）及び該標準分類の「5510-12 旅館」等の事業者の売上高を計算に入れておらず、また複合経営業者の視聴・カラオケサービス市場における売上高も計算に入れていない。また原告 2 社が提供する料理・飲料及びアルコール飲料の売上高も控除されていない。これにより原告の市場占有率及び市場での影響力を高く評価しすぎており、理由不備及び証拠未調査という誤りがある云々。ただし調べたところ「9323-18 特種カラオケボックス・視聴センター」、「9323-14 カラオケホール」、「9323-13 居酒屋、バー」（飲み屋）及び宿泊サービスを主に提供する同標準分類「5510-12 旅館」等事業者はいずれも視聴・カラオケの設備及び場所の提供を主なサービスとはしておらず、被告が市場占有率を算出するとき、上記事業者の売上高を計算に入れなかったことは、その市場画定方法と一致し、何ら誤りもない。また消費者が視聴・カラオケサービスを受けることに着目し、原告の営業場所に向いて消費するが、一定額の食べ物、飲み物を消費する必要があり、これらの売上高を原告の売上総額から切り離す必要はなく、また適宜でもない。原告はさらに食べ物と飲み物の売上高を控除すべきであり、それによって正確にそれらの市場占有率を算出できると主張しているが、採用するに足りない。

(3)さらに原告は以下のように主張している：それらが提出した 2011 年日本カラオケ白書に基づき、カラオケ設備を設置した場所の設置台数で視聴・カラオケサービス市場の売上総額を計算するか、又は地方娯楽税課税基準を参考にするか、又は原告 2 社が著作権仲介団体に支払ったロイヤリティを調査して、該団体が受け取ったロイヤリティ全体に占める割合からそれら視聴・カラオケサービス市場における占有率を算出するかのいずれに拘わらず、それらの市場影響力が実際より高く評価されたため、誤りに該当する云々。しかしながら前述したように、本件商品市場は「視聴・カラオケサービスの提供を主な業務」とする市場であり、原告は 2011 年日本カラオケ白書の記載内容に照らして、全国の営業用に供された視聴・カラオケ設備の数量をもって市場占有率を算出し、同じ商品市場に属さない視聴・カラオケサービスを主な業務としない事業者が視聴・カラオケ設備を付設した場合も市場占有率の計算の基礎に含めるべきであると主張しており、前述商品市場の画定基準には合わない。次に調べたところ、著作権使用者が著作権仲介団体に納付するロイヤリティは、性質上著作権使用の報酬であり、楽曲著作権の利用形態は極めて多く、劇中の BGM として使用したり、店舗で公開放送に提供したり、消費者が料金を支払いインターネットで聞くのに供したりする等々はいずれもこれに属し、視聴・カラオケサービスを提供するだけではない。よって著作権仲介団体が徴収するロイヤリティだけで納付者が著作権を使用する形態、それらが提供する商品又は役務の特性、内容、それらの間に代替性があるかどうかを知ることはできず、さらにそれに基づいて本件市場占有率の計算を正確に行うことはできない。原告は 2 社が著作権仲介団体に納付したロイヤリティの当該団体が徴収したロイヤリティに占める比率で、それらの視聴・カラオケサービス市場占有率を算出すべきだと主張しているが、採用することはできない。さらに、娯楽税法第 5 条には最高税率のみ規定され、同法第 6 条で直轄市及び県市政府に地方の実情に合わせて娯楽税徴収率をそれぞれ規定することを授權しているため、全国県市の娯楽税税率はそれぞれ異なり、娯楽事業者が課徴される娯楽税額は当該事業の実質的な経営状況を十分に反映できず、従って娯楽税の課税総額から視聴・カラオケサービスを主な業務とする商品市場における原告の市場シェアを正確に推算できない。原告が提出した「2012 年娯楽税統計分析」は経済部統計処が 2012 年度の娯楽税課徴状況を分析した報告であり、その中に記載されている 2012 年度娯楽税課徴認定を受けた視聴・カラオケ業者は 7,496 社であり、以上の説明のとおり本件商品市場に含まれない飲食、宿泊、又はカラオケ以外を主なサービスとし、カラオケ設備を付設する事業者が含まれており、よって同年度中華民国税務業種標準基準の「視聴・カラオケ」者 5,201 社とは根拠となる計算の基準が異なるため、両者を混同して一緒に論じることはできない。原告は、後者の計算の業者数が前者より 2,295 社少ないため、被告が後者に基づいて算

出したそれらの視聴・カラオケサービス市場における占有率は視聴・カラオケサービス市場の現状とは大きな隔たりがあり、誤りがある云々と主張しているが、採用できない。(4)さらに前記公平交易法施行細則第4条には、被告の市場占有率を算出する時、中央主務機関の調査で得られた資料又はその他の政府機関に記載された資料を基準とすることができる規定されており、被告に必ず消費者に対するアンケートや意見調査を行い、さらには専門機関の鑑定へ送ることを強制していない。原告は本裁判所に台湾ニール森行銷研究顧問股份有限公司(The Nielsen Company Taiwan Ltd.)に鑑定を囑託するよう請求したが、その必要はないことをここに併せて説明しておく。

(四) 被告が行為当時の公平交易法第13条第1項及び第40条第1項規定により原告に期限付きで改善するよう命じるとともに原告に過料に処したことに誤りはない：

1. 行為当時の公平交易法第13条第1項及び第40条第1項には、第11条第1項の規定に違反する結合行為について、違反の実情に応じて必要な処分と過料に処してもよいと被告に授權することが規定されており、これは即ち法律が主務機関に裁量権の行使を授權したものであり、この行使は放任してはならず、法律優先の原則を遵守する必要があり、個別の案件の判断についても信義誠実の原則、平等原則及び比例原則等の一般的な法律原則の違背を避けなければならない。原告2社には上述の経常的な共同経営の行為があり、結合後に市場占有率は1/3超となり、結合の届出基準に達しているにも拘らず届出をしなかったため、行為当時公平交易法第11条第1項規定に違反していることは前述のとおりである。被告は原告が以前被告に対して事業者結合の届出をしたことがあることを参酌し、結合によりもたらされた競争制限の不利益は全体の経済の利益よりも大きいと認定し、前後して96年公結字第096002号決定書、97年公結字第097002号決定書及び98年公結字第098002号決定書を以てそれらの結合を禁止しており、(それらの資料が)ファイルされている。原告2社は2007年銭育公司及銭声会社に共同出資し、それぞれ契約で原告銭櫃公司及原告好楽迪公司のカスタマーセンターとコンピュータ視聴データの業務を銭育公司及銭声会社に委託し、原告銭櫃公司是原告好楽迪公司取締役・監査役の過半数(取締役5席中3席、監査役3席中2席)を占め、その子会社である裕銘公司の法人代表が原告好楽迪公司の執行長職務を兼任する等の方法で、直接的、間接的に原告好楽迪公司の業務経営、執行及び人事の任免等を制御しており、被告は行為当時公平交易法第6条第1項第4号及び第5号の結合形態に一致すると認定し、かつそれらは結合により市場占有率が1/3に達しているが、同法第11条第1項規定に基づき被告に届出を行っておらず、被告は2010年3月26日に前処分を下し、原告に処分書送達の日から3ヵ月以内に継続中の共同経営行為を停止し、関連する人員が同時に原告等双方の取締役、監察人、執行長の職務を担当することを免じ、実質的な制御が無い状態を達成するよう命じるとともに、原告銭櫃公司及原告好楽迪公司をそれぞれ300万新台湾ドル及び150万新台湾ドルの過料に処した。原告2社は事業者が結合により市場占有率1/3を上回る状況に対して届出義務を負うことを明らかに知っていた。しかしながら再び2012年、2013年に共同経営行為を為し、なお結合前に被告に対して届出を行わず、違法期間が1年を越えている。原告銭櫃公司及好楽迪公司の2012年度における子会社を含む売上総額はそれぞれ40億新台湾ドルと36億新台湾ドルであり、視聴・カラオケサービス市場における最大、第二の規模を持つ事業者であるため、市場に対する競争制限の懸念は極めて大きい等の事情から、原告に3ヵ月以内に必要な改善を為すよう命じるとともに、原告銭櫃公司及好楽迪公司に対してそれぞれ500万新台湾ドル及び400万新台湾ドルの過料に処したことは、公平交易法施行細則第36条に示される各項の裁量基準に合わないところはない。裁量には法律の授權目的又は上記の一般的法律原則からの逸脱、若しくは裁量の濫用、裁量の怠惰等の状況はない。

2. 原告は、原処分は被告が前処分を原告を処罰したときと同じ行為に対して再び処罰したものであり、明らかに二重処罰禁止の原則に違背している云々と主張している。ただし前述のとおり、被告が前処分を下したのは2007年であり、原告銭櫃公司には直接的、間接的に原告好楽迪公司の業務経営、執行及び人事の任免について制御していた状況があり、原告2社が共同出資して新会社を設立し、新会社が同時に2社の一部の業務経営を担当しており、経常的に共同経営を行った。原告2社はすでに行行為当時公平交易法第6条第1項第4、5号の結合の形態に該当したことが認められ、それを依拠としている。これと、被告が今回、原告2

社が 2012 年 2013 年に共同の利益に基づきオフィスを賃借した他、人的資源とオフィス空間、業務経営に係るインターネット、電話等の設備の申込み、物品の調達等の事項についていずれも統一指揮管理、共同運営の關係に統合しており、それらには經常的な共同經營の事實が有ると認めて原処分を行ったこととは、行為の態様が明らかに異なり、行為發生の時期も離れており、同一の行為ではないと認められる。原処分では前処分ですでに処罰されたものと同じ行為を重複して処罰しており、二重処罰禁止の原則に違背する云々とする原告の主張は採用するに足りない。

以上の次第で、本件原告の請求には理由がなく、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段のより主文のとおり判決する。

2015 年 7 月 8 日
台北高等行政裁判所第六法廷
裁判長 蕭惠芳
裁判官 陳姿岑
裁判官 鍾啓煒



台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2016 TIPLo, All Rights Reserved.